

様式 1 - 3 譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は家屋の取壊し、除却又は滅失をした場合

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。
(申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください)

申請先：福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課 (行政棟 3階)
電 話：092-711-4598 (直通) FAX.092-733-5589
所在地：〒810-8620 福岡市中央区天神 1丁目8番1号

被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式 1 - 3) → 記入例を確認のうえ、ご記入ください。

注 1) 相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。

注 2) 下記の必要書類は、全てコピー (写し) で構いません。(①、②、④については原本を確認します)

なお、相続人2名以上で同時に申請される場合、申請書以外の必要書類は人数分の部数を用意する必要はありませんので、各 1通を用意して申請してください。

必要書類	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ① 被相続人の除票住民票 (原則コピー不可) ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当該施設に住民票を異動している場合は、被相続人の戸籍の附票が必要です。	各区役所 区の出張所 証明サービスコーナー など	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します
<input type="checkbox"/> ② 家屋又は敷地等を取得した相続人全員の住民票 (原則コピー不可) ※家屋の譲渡日以降の日付で発行された住民票が必要です。 ※相続開始 (被相続人の死亡) の直前 (被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前) の住所が住民票で確認できない場合は、戸籍の附票が必要です。 (住所が確認できない場合とは、従前の住所を定めた日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等です。	同上 (福岡市以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村の窓口)	相続開始の直前から家屋の譲渡時まで、 <u>相続人全員が当該家屋に居住していなかったことを確認</u> します。
<input type="checkbox"/> ③ 家屋又はその敷地 (土地) の売買契約書 ※契約に関する全ページを提出してください。 ※契約書から引渡日が確認できない場合は、土地の登記事項証明書 (所有権移転登記済のもの) 等の引渡日が確認できる書類の提出が必要です。	仲介業者等	相続した家屋又は敷地の引渡日 (譲渡日、所有権移転日) を確認します。 譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、家屋が耐震基準に適合すること又は家屋を取り壊すことを約したかを確認します。
④ 下記の (A) 又は (B) のいずれか	(A) 申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合 (B) 取壊し、除却又は滅失の場合	
(A) 耐震基準適合の場合 下記 (A1) ~ (A4) すべて (A1) 家屋及び敷地 (土地) の登記事項証明書 (原則コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等 (A2) 耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー (A3) 工事請負契約書のコピー (A4) 工事費用の請求書や領収書等	(A1) 法務局 司法書士 仲介業者 など (A2) 登録住宅性能評価機関 など (A3) 工事請負人 (A4) など	相続人の数を確認します。 耐震基準に適合することとなった時を確認します。
(B) 取壊した場合 下記 (B1) (B2) すべて (B1) 敷地 (土地) の登記事項証明書 (原則コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	(B1) 法務局 司法書士 仲介業者 など	相続人の数を確認します。

(B) 取壊した場合	(B2) 家屋取壊し後の閉鎖事項証明書 (原則コピー不可) ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等 (その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの)	(B2)	法務局 司法書士 仲介業者 など	相続人の数、取り壊した日 を確認します。
⑤ 下記の (A) 又は (B) のいずれか				
<input type="checkbox"/>	(A) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類 (各事業者が発行する証明書) 【代替書類】 ● 電気、水道、ガスのいずれかの使用停止月の領収書又は請求書 (当該家屋の住所の記載があるもの) ※被相続人の死亡日から譲渡日までに閉栓している必要があります。		電力会社 水道局営業所 ガス会社 など	相続した家屋が「空き家」の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用等に使用していないことを確認します。 ※ (A) 又は (B) について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	(B) 仲介業者による広告 (仲介業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、家屋の現況が空き家であり、かつ除却又は取壊しの予定があることが表示されているもの)		仲介業者 など	
<input type="checkbox"/>	(C) その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 【例】空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書等 (現在、福岡市では行っていません)			

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、

①から⑤に加え以下の ⑥から⑧のすべての書類をご用意ください。

必要書類	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑥被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 ※施設入所時点での介護保険被保険者証等が必要です 【代替書類】 ● 要介護認定等の決定通知書 ● 施設で発行された要介護認定等に関する記録等	入所施設 など	施設に入所する時点で 、以下のいずれかに該当していたことを確認します。 ・要介護認定を受けていた ・要支援認定を受けていた ・介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していた ・障害支援区分の認定を受けていた
<input type="checkbox"/> ⑦施設入所時の契約書 ※契約に関する全ページを提出してください。	入所施設 など	施設の名称、種類、所在地等 の確認をします。
⑧下記の (A) から (C) のいずれか		
<input type="checkbox"/> (A) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類 (各事業者が発行する証明書) 【代替書類】 ● 電気、水道、ガスのいずれかの使用停止時の領収書又は請求書 (当該家屋の住所の記載があるもの) ※被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している必要があります。	電力会社 水道局営業所 ガス会社 など	被相続人が老人ホーム等に入所してからも、 当該家屋が一定の使用をされていたこと及び相続した家屋が「空き家」 の状態となっており、かつ、相続の時から家屋及び敷地を事業の用等に使用していないことを確認します。 ※ (A) から (C) について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> (B) 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	入所施設 など	
<input type="checkbox"/> (C) その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 【例】家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物等 残置物の撤去に係る領収書又は請求書 等		

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になることがあります。
ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

※上記のとりの書類をご用意できない場合、代替書類、補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がございますので、ご相談ください。